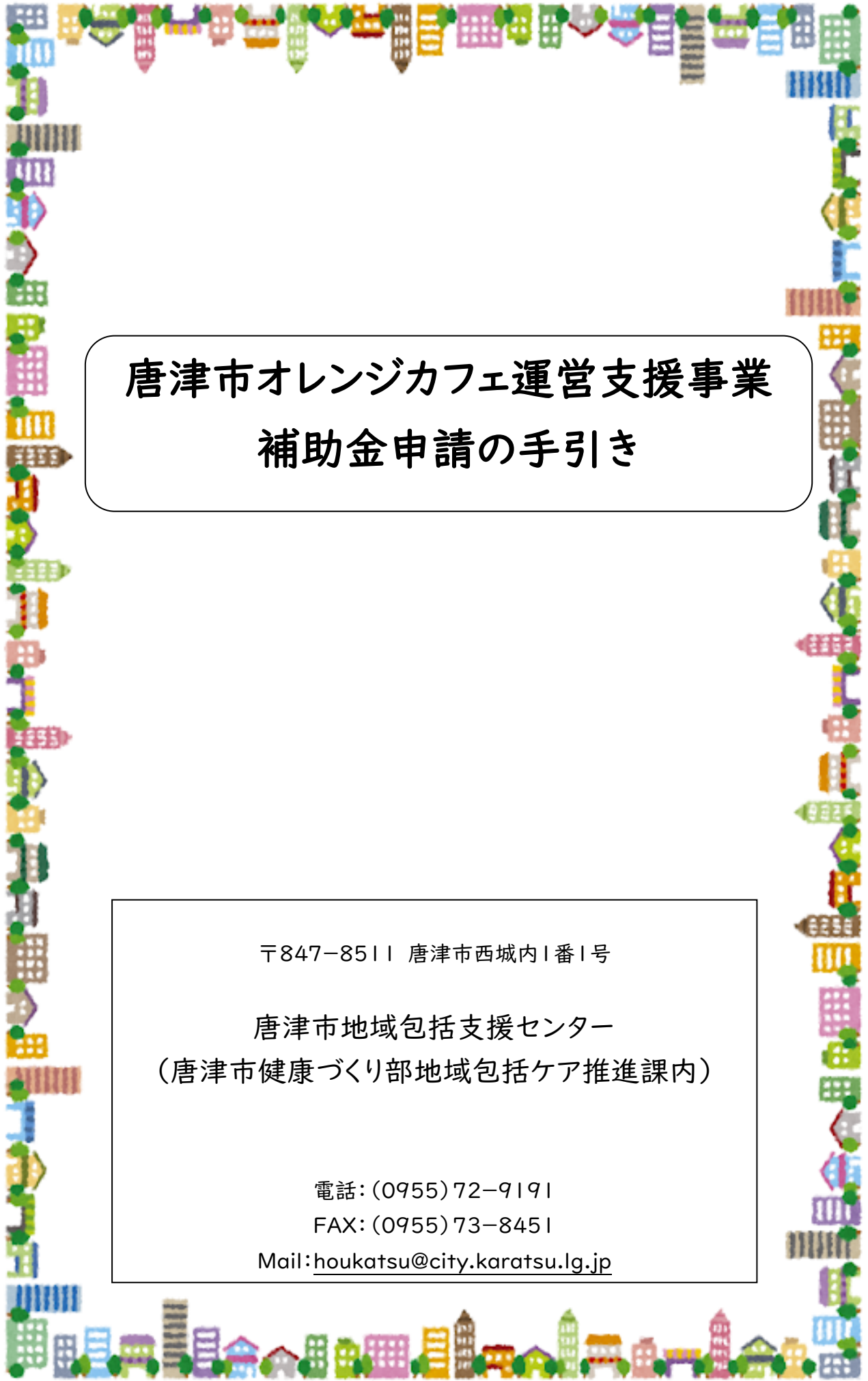




唐津市オレンジカフェ運営支援事業 補助金申請の手引き

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市地域包括支援センター
(唐津市健康づくり部地域包括ケア推進課内)

電話: (0955) 72-9191

FAX: (0955) 73-8451

Mail: houkatsu@city.karatsu.lg.jp

目次

1	オレンジカフェ運営支援事業補助金の概要・・・・・・・・	P 2
(1)	趣旨	
(2)	補助対象団体	
(3)	補助対象事業の内容	
(4)	補助金額など・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
(5)	補助対象経費	
(6)	補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
(7)	補助金の支払い	
(8)	募集期間	
2	補助金交付までの流れ・・・・・・・・	P 5
3	書類作成上の注意・・・・・・・・	P 6
4	その他留意事項	
[添付資料]	・提出書類記入例・・・・・・・・	P 7～P 11

1. オレンジカフェ運営支援事業補助金の概要

(1) 趣旨

オレンジカフェとは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、認知症への理解を深め、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集い、おしゃべりや情報交換等ができる交流の場です。

唐津市では、オレンジカフェを自主的に開設する団体を支援するために予算の範囲内において補助金を交付しています。

(2) 補助対象団体

次の①、②のいずれかの団体で、③～⑧のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- ① 市民団体で、構成員の中に認知症サポーターステップアップ研修修了者がいること
- ② 社会福祉法人、医療法人、NPO 法人その他市内に所在する法人格を有する団体で、認知症に関する活動実績がある事業所
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ 宗教活動や政治活動を主とした目的の団体等ではないこと
- ⑤ 暴力団または暴力団員の統制下にある団体等ではないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、もしくは支持し、またはこれらに反対することを目的とした団体等でないこと
- ⑦ 継続的な活動を行うことが見込まれる団体等であること
- ⑧ 国、県および市から同一の目的で補助金交付を受けていないこと

(3) 補助対象事業の内容

次に掲げる要件のすべてを満たすオレンジカフェを運営する事業が対象となります。

- ① 市内にオレンジカフェを設置し、複数の参加者がともに集えるスペースがあること
- ② カフェ形式に机などを配置し、認知症の人及びその家族が安心して参加できる雰囲気であること
- ③ 原則として月1回以上開設し、1回あたり2時間以上開設すること
- ④ 開設日は、日にちまたは曜日を固定するなど工夫し、周知すること
- ⑤ 認知症サポーター養成講座を開催すること
- ⑥ 従事者の中に、医療・介護の専門職で認知症に関する専門的知識や相談支援などの経験がある人、または認知症サポーターステップアップ研修修了者が1名以上いること
- ⑦ [※]認知症地域支援推進員と連携すること
- ⑧ 継続的な活動が見込まれること



※認知症地域支援推進員は、唐津市地域包括支援センターに常勤しています。

唐津市の認知症施策の推進役です。

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう施策に取り組んでいます。認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護等の支援のネットワーク構築の要役として、認知症の人やその家族等に対して地域の実情に応じた支援を行っています。



(4) 補助金額など

オレンジカフェの開設及び運営にかかる経費の一部を予算の範囲内で補助します。

補助金の額は、事業を実施した月数に 1 万円を乗じて得た額とし、10 万円が限度になります。

その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

(5) 補助対象経費

	費目	例
1	講師等への謝礼	外部から招く講師等への謝礼金
2	会議等の経費	資料等の印刷製本費
3	備品の購入費	補助対象事業の実施に必要な備品の購入費 (1品5万円を上限とする)
4	消耗品・材料等の購入費	補助対象事業の実施に必要な消耗品、材料等の購入費
5	借上げ等の費用	会場借上料、車両・機器等の賃借料
6	役務費	切手・はがき代などの郵便料、各種保険料など

ただし、次に掲げる事業に対する経費は対象となりません。

- ① 補助対象団体の運営に係る経費
- ② 補助対象団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- ③ 補助対象者団体の構成員による会合の飲食費
- ④ 補助対象経費以外の経費と識別することが困難な経費
- ⑤ 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- ⑥ 上記①～⑤に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める経費

(6)補助対象期間

対象期間は、オレンジカフェ開始月から、その月が属する年度末までとします。

※オレンジカフェ開始月については、4月を除き原則として、毎月20日以前に申請書類の提出があった場合は翌月より開始、21日以降に申請書類の提出があった場合は翌々月より開始とします。

4月中に申請書類の提出があった場合は、オレンジカフェ開始月を4月より開始とします。ただし、令和6年度に限り、5月中に申請書類の提出があった場合は、オレンジカフェ開始月を4月より開始とします。

(7)補助金の支払い

補助金の支払いについては、対象団体から当該年度の実績報告書が提出され、補助金額が確定した後、確定した額を支払います。

原則として事業が完了し、額が確定した後の清算払いですが、経費立て替えの負担が大きく、概算払いを希望する場合は、交付申請時にご相談ください。

なお、概算払いの場合は実施状況により補助金を返還していただく場合があります。

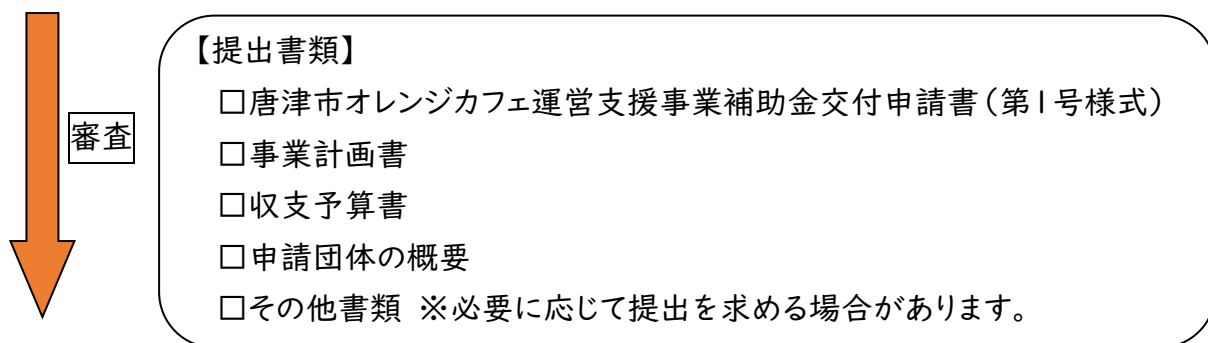
(8)募集期間

予算の範囲内において随時募集します。



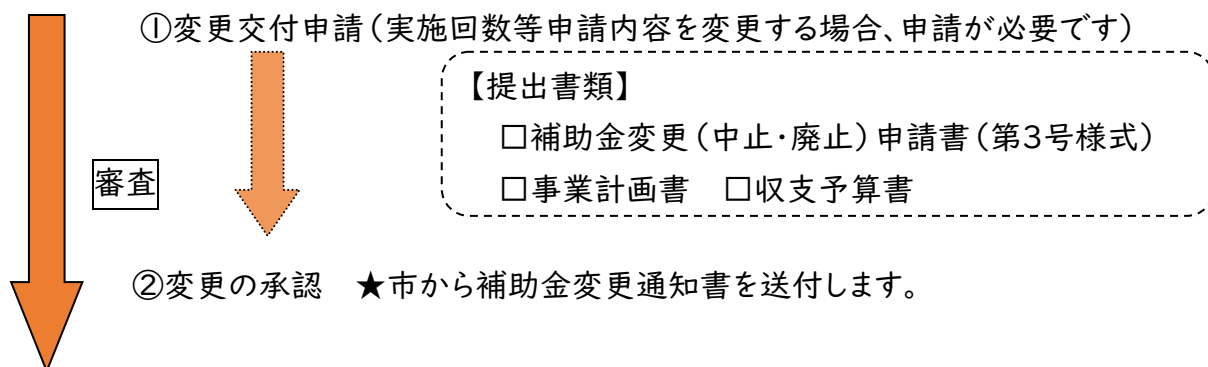
2. 補助金交付までの流れ

- (1) 事前相談・交付申請 ※申請する前に、地域包括支援センターまたは担当の認知症地域支援推進員に相談してください。

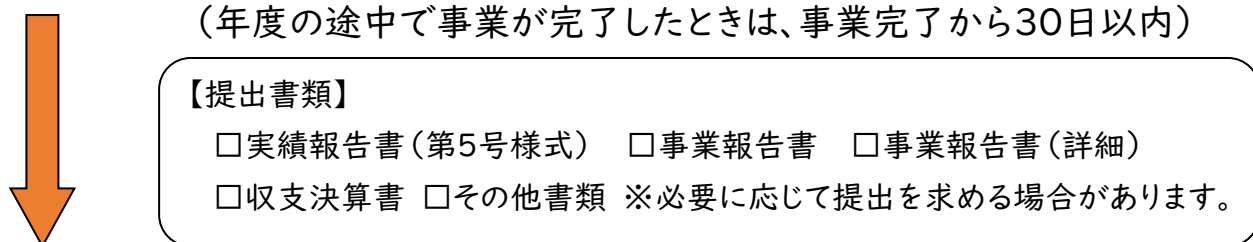


- (2) 補助金交付決定 ★審査の上、交付決定となった場合は、市から申請者に補助金交付決定通知書を送付します。

- (3) 事業の実施

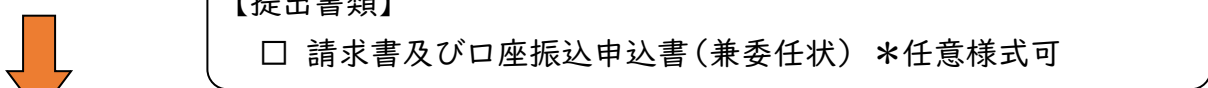


- (4) 実績報告 報告期限：申請年度の3月31日まで
(年度の途中で事業が完了したときは、事業完了から30日以内)



- (5) 補助金額確定 ★市から補助金確定決定通知書を送付します。

- (6) 補助金請求



- (7) 補助金の支払い ★市からご指定の口座に3～4週間後に振り込みます。

【支払時期について】 原則として事業が完了し、額が確定した後の清算払いですが、経費立て替えの負担が大きく、概算払いを希望する場合は、交付申請時にご相談ください。

※ 補助金の返還など

次のいずれかに該当するときは、補助金の全額またはその一部を返還することになります。

- ☐実績報告書を提出しなかったとき
- ☐補助金の概算払いを受けており、交付確定額が、交付決定額に満たなかったとき
- ☐虚偽または不正の申請により補助金の支払いを受けたとき

3. 書類作成上の注意



書類を提出されるときは、以下の点にご注意ください。

- (1) 申請するときは、代表者氏名、団体名、住所はすべての書類で統一してください。
- (2) メール等によるデータでの提出も可能です。
- (3) 書き損じた場合は、訂正箇所に二重線を引いて押印の上、訂正するか、書類を作成し直してください。修正液や修正テープ、砂消しゴムなどでの修正はできません。
- (4) 鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンは使用しないでください。

4. その他留意事項

- (1) 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、補助対象事業完了後5年間保管をお願いします。
- (2) 従事者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはいけません。従事者でなくなった後も同様です。
- (3) 事故の防止及び安全な運営に努めるとともに、オレンジカフェに係る事故の責任は補助事業者が負うことになります。
- (4) 飲食を提供する場合は、利用者の使用する設備、食器等について、常に衛生上必要な措置を講じなければなりません。食品衛生法に基づく許可が必要な場合がありますので、個別に唐津保健福祉事務所 衛生対策課（電話：0955-73-1131）までご相談ください。
- (5) 事業を実施する団体は、オレンジカフェの周知を積極的に行い、地域の関係者や介護事業所、ボランティアなどを受け入れていただき、地域に開かれた場になるようお願いします。

〔お問い合わせ・申請書提出先〕

唐津市地域包括支援センター 市役所1階20番窓口付近

（唐津市健康づくり部 地域包括ケア推進課内）

所在地：〒847-8511 唐津市西城内1番1号

電 話：(0955) 72-9191

F A X：(0955) 73-8451

M a i l：houkatsu@city.karatsu.lg.jp